

中間市立学校施設利用同意書

令和2年8月1日以降、中間市立学校施設をご利用の際は下記事項をお読みいただき、内容に同意した上でご利用をしてください。なお、下記の同意事項を1つでも違反した場合は、確認次第、当該団体の利用停止を行います。（令和5年3月13日一部改定）

項 目	
1	中間市教育委員会生涯学習課作成の「学校施設開放事業における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を熟読し、遵守すること。
2	利用者は当日利用前に必ず検温を行うこと。 （平熱を超える発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合は利用しない。また、過去14日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方も利用しない。）
3	同居家族や身近な人に新型コロナウイルス陽性者や新型コロナウイルス感染が疑われる人がいる場合は、利用を行わないこと。
4	過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合は利用しないこと。
5	ごみは全て持ち帰り、活動時間内に学校施設、トイレ、備品等の清掃・消毒を行うこと。
6	基本的にマスク着用は個人の判断としますが、中間市教育委員会又は学校職員からの着用の指示があった場合は、速やかに着用すること。
7	備品は、原則利用者の持ち込みによるものとし、学校に許可を受けていない備品・設備等には触れないこと（例：部活動で使用しているバスケットボール、バレーボール等）。今後、利用開始後に学校から新たに備品の利用制限があった場合は従うこと。
8	屋内運動場（体育館・武道場）を利用する場合は、競技上又は気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）2方向の窓を同時に開けて換気を行うこと。
9	中間市教育委員会生涯学習課作成の感染症対策マニュアルに沿って必ず消毒を実施すること。
10	消毒液及び消毒に係る必要物は、各団体にて準備をすること。
11	「学校施設利用者名簿」を利用日から1ヶ月間各団体で保管を行い、感染者が発生した場合は、保健所等への名簿提出に協力を行うこと。
12	その他については、中間市教育委員会・各小中学校からの指示に従うこと。
13	これらの項目を1つでも違反した場合は、今後の利用停止を認める。

中間市立学校施設利用にあたり、上記項目に同意します。

令和 年 月 日

団体名

代表者氏名

印

代表者電話番号